

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	☐ 工程管理が非常に優れている	☐ 工程管理がやや優れている	☐ 他の項目に該当しない	☐ 工程管理がやや不備である	☐ 工程管理が不備である
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある中で余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 ☐ 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 ☐ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ☐ その他（ ）			●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ☐ a 5項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☐ c 1項目程度以上評価 ☐ d 工程管理がやや不備である ☐ e 工程管理が不備である	

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	☐ 安全対策が非常に優れている	☐ 安全対策がやや優れている	☐ 他の項目に該当しない	☐ 安全対策がやや不備である	☐ 安全対策が不備である
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。 ☐ 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 ☐ 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ☐ 安全衛生管理活動が活発で他の模範となっている。 ☐ 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ☐ 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 ☐ 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 ☐ その他（ ）				
		●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること） ☐ a 6項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☐ c 1項目程度以上評価 ☐ d 安全対策がやや不備である ☐ e 安全対策が不備である				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	☐ 地域への貢献が非常に優れている	☐ 地域への貢献がやや優れている	☐ 他の項目に該当しない		
		●下記の該当項目をチェックしたうえで右欄にて総合評価を行うこと。				●下記の目安を参考として総合的に評価する。（必ずチェックすること）
		☐ 河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。 ☐ 国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ☐ 定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 ☐ 地域生活に密着したゴミ拾い、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 ☐ 災害時等に地域への援助・救援活動に積極的に協力した。 ☐ その他（ ）				☐ a 6項目程度以上評価 ☐ b 3項目程度以上評価 ☐ c 2項目程度以下評価

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表				
8. 法令遵守等	措 置 内 容		措置点数		総合点数
	●1回目の措置について（下記の該当項目を1つ選択すること。該当がない場合、最下段の該当なしをチェックすること。）				
	○ 1. 競争入札参加停止3ヶ月以上		- 20点		
	○ 2. 競争入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満		- 15点		
	○ 3. 競争入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満		- 13点		
	○ 4. 競争入札参加停止2週間以上1ヶ月未満		- 10点		
	○ 5. 文書注意相当		- 8点		
	○ 6. 口頭注意相当		- 5点		
	○ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合 (不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)		- 3点		
	○ 8. 該当項目なし				
	●2回目の措置がある場合（下記の該当項目を1つだけ選択すること、複数選択しない。1回目を必ず選択しておくこと。）				
	□ 1. 競争入札参加停止3ヶ月以上				
	□ 2. 競争入札参加停止2ヶ月以上3ヶ月未満				
	□ 3. 競争入札参加停止1ヶ月以上2ヶ月未満				
	□ 4. 競争入札参加停止2週間以上1ヶ月未満				
	□ 5. 文書注意相当				
	□ 6. 口頭注意相当				
	□ 7. 不問				
	□ ●同じ措置が繰り返され検討を要する、又は、3回以上の措置があった場合必ずチェック。（総合点数を、必ず右の欄に直接入力すること。）				
	減点 ○○				
	① 本評価項目（8. 法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。				
	② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。				
	③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、受注者の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。				
	【上記で評価する場合の適応事例】				
	1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。				
	2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。				
	3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。				
	4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。				
5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。					
6. 建設業法に違反する事実が判明した。EX) 一括下請け、技術者の専任違反等					
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。					
8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。					
9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。					
10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。					
11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。					
12. 受注者の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。					
13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。					
14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。					
15. 施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。					
16. その他					
理由：					